クリーニング料金の店頭表示基準の遵守状況調査結果

北海道環境生活部くらし安全局消費者安全課

1　調査方法

（1）調 査 期 間　　令和６年１０月１日～１０月３１日
（2）調　査　者　　消費生活モニター
（3）調 査 内 容　　クリーニング料金の店頭表示基準の遵守状況
（4）調査店舗数　　クリーニング店　１８４店舗

2　調査結果

全道のクリーニング店における料金の店頭表示の有無等について、消費生活モニターが調査を実施しました。

（1）調査結果の概要

クリーニング料金の店頭表示について調査を行ったところ、クリーニング店（取次店を含む）１８４店舗のうち、クリーニング料金を店頭表示している店舗は１２７店舗（69.0%）、全く表示していないのは５７店舗（31.0%）でした。

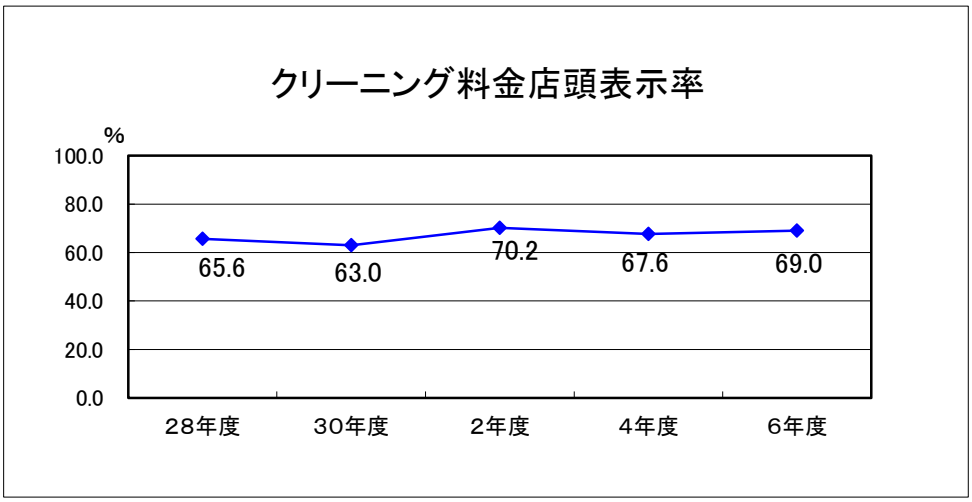

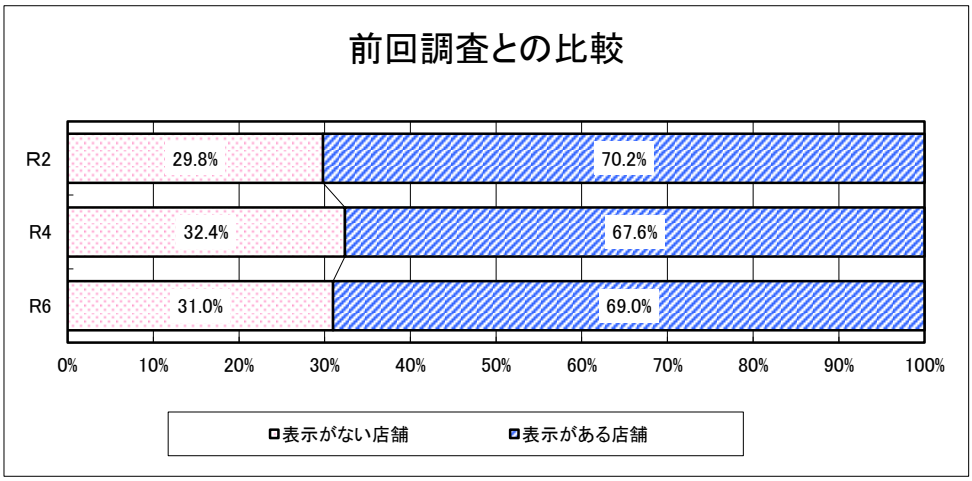

（２）クリーニング料金の店頭表示の状況

品目別の表示状況は、次のとおりです。

○　表示がある店舗（１２７店舗）における品目別表示状況

	表示がない	表示がある	表示が見やすい	表示が見にくい
ワイシャツ	1.6%	98.4%	78.0%	20.5%
背広上下	8.7%	91.3%	66.1%	25.2%
ズボン	8.7%	91.3%	66.9%	24.4%
婦人上着	11.0%	89.0%	64.6%	24.4%
スカート	10.2%	89.8%	65.4%	24.4%
ブラウス	7.1%	92.9%	46.5%	46.5%
平均	7.9%	92.1%	64.6%	27.6%

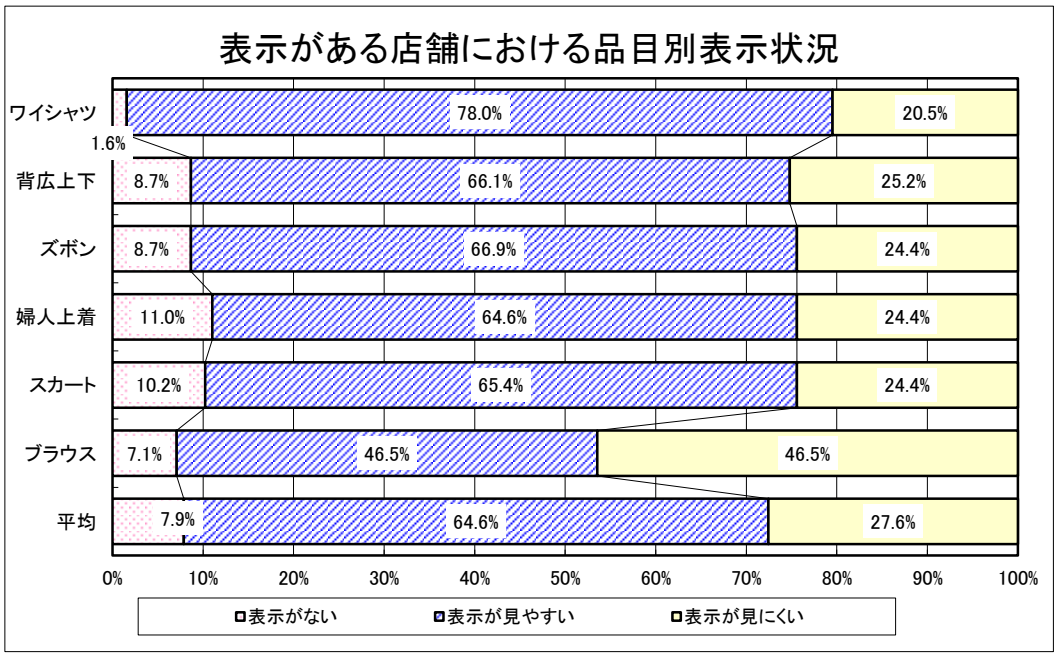

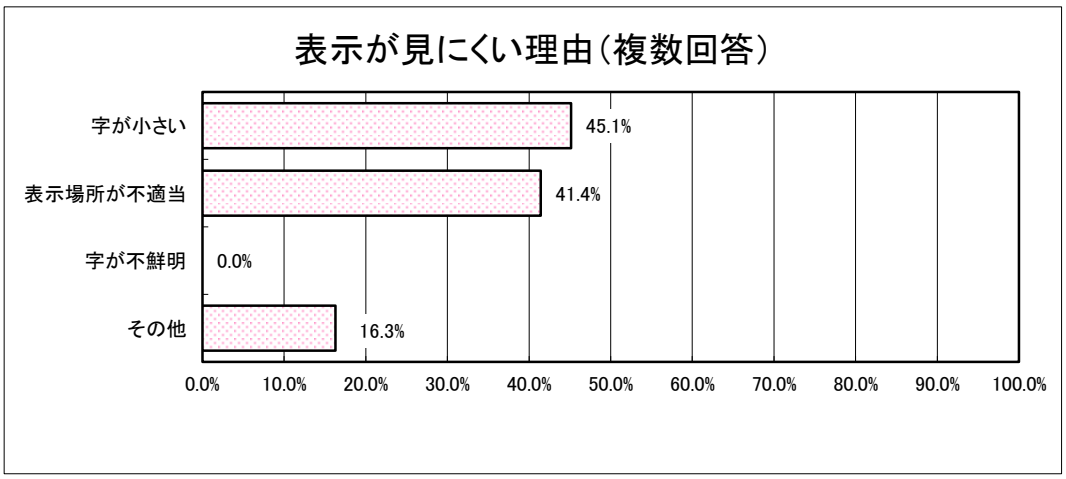

3　クリーニング料金の店頭表示基準とは

消費者がクリーニング店を利用する際、店舗に入ってからでないと料金がわからないのでは不都合です。そこで、道では、次の項目について、あらかじめ金額がわかるように店頭など消費者が外から見やすいように表示することを義務づけています。

ワイシャツ、背広上下、ズボン、婦人上着、スカート、ブラウス（６項目）

クリーニング料金の店頭表示基準

昭和50年11月５日
告示第3462号

北海道消費生活条例（平成１１年北海道条例第４３号）第１４条第１項の規定に基づき、クリーニング料金の店頭表示基準を次のとおり定め、昭和５１年１月２０日から適用する。

クリーニング料金の店頭表示基準

（適用範囲）

第１条　この基準は、クリーニング業を営む者（クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第2条第2項に規定する営業者をいう。以下「営業者」という。）に適用する。

（料金の店頭表示）

第２条　営業者は、利用者と洗濯物の受取又は引渡しをするための営業者の施設の店頭その他の施設の外部から見やすい箇所に、次の各号に掲げるものごとのクリーニング料金を、一般消費者の見やすいように表示しなければならない。

（１）　ワイシャツ
（２）　背広上下（シングル、ダブル）
（３）　ズボン
（４）　婦人上着
（５）　スカート
（６）　ブラウス

前　文（抄）（平成11年３月30日告示第505号）

平成11年７月１日から施行する。